

令和6年度

大里こども園 重要事項説明書



南城市立 大里こども園

〒901-1206 南城市大里字仲間918番地1

電話 098-945-2827

FAX 098-800-2612

南城市立大里こども園 重要事項説明書

1. 施設の目的

南城市立大里こども園（以下「本園」といいます。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、年度初日の前日において満3歳に達している子どもに対する教育及び保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を整え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とした施設です。

2. 教育・保育理念、教育目標

教育・保育理念	
○自らの力で考え行動し、多様な人々と協働しながら創意工夫できる子どもを育成します。 ○幼児期の教育・保育を一体的に行い、一人一人の良さや能力が発揮できるよう適切な環境を整え、心身の発達を助長すると共に、地域や家庭の子育てに寄り添い、互いに教育・保育力の向上を図ります。	
教育目標	具体的な目標
（自立）じっくり取り組む	◇安定した情緒のもと、自分がしたいことを夢中になって取り組む力を育む
（協働）力を合わせて取り組む	◇多様な人々との関わりを通して、互いの良さを認めあいながら協力したり、折り合いをつけながら、遊びや生活をよりよくしていこうとする力を育む
（創造）新しいものを創り出す	◇自立・協働を通じて新しい楽しさを生み出し、創意工夫ができる力を育む

3. 教育・保育方針

- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて、園児と地域の実態を踏まえて全体的な計画を立て、教育・保育活動の質の向上を図っていくカリキュラムマネジメントに努めます。
- ・幼児理解を深めつつ、幼児の発達の特性を理解し、発達及び生活の連続性に配慮して教育・保育を行います。
- ・幼児期において育みたい資質・能力を一体的に育み、「遊びこむ」経験を重ねることで主体的に探究できる力を小学校以降における「学びの基礎」となるよう努めます。
- ・幼児教育において育みたい資質・能力を踏まえ、教育課程に基づく指導計画を作成し、実践を積み重ね、評価し、改善を図り、よりよい教育・保育活動を展開します。
- ・地域や家庭の子育てに寄り添い、安心して子育てがができる環境を整え、さまざまな関係機関と連携を図り、地域・家庭の教育・保育力の向上を図ります。

4. めざすこども像

- ・じっくり取り組むこども
- ・力を合わせて取り組む子ども
- ・新しいものを創りだす子ども

5. めざすこども園像

- ・子ども一人一人が大切にされ夢中になって遊びこむことができるこども園
- ・身近な自然や人との関わりを通して、豊かな感性や思いやりの心を育むこども園
- ・のびのびと遊びが展開できる、わくわくするこども園
- ・保護者や地域から信頼され、共に子どもを育てるこども園

6. めざす保育教諭像

- ・園児一人一人に寄り添い、自己存在感を高め、園児の可能性を見出していく保育教諭
- ・幼児期の特性を踏まえ、遊びや生活を創意工夫し園児にふさわしい環境をつくりだす保育教諭
- ・園児一人一人の多様性を認め合い共に学び、語り合える保育教諭
- ・常に自己研鑽し、教育・保育の質の向上に努め、互いに高め合う保育教諭
- ・家庭や地域・社会と連携し、信頼される保育教諭

7. 本園の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園				
施設の名称	南城市立大里こども園				
所在地	南城市大里字仲間918番地1				
TEL	098-945-2827				
FAX	098-800-2612				
園長氏名	城間 真由美				
開園年月日	令和5年4月1日				
利用定員(名)	計	3歳児	4歳児	5歳児	
	1号	44	8	12	24
	2号	176	32	48	96
	計	220	40	60	120

※利用定員の人数は変更になることがあります。

8. 施設の概要

敷地面積			9,521㎡
園舎	構造		鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート 地上2階建
	延床面積		2,223.67㎡
屋外遊戯場（園庭）			1,994㎡
主な施設	3歳児	たんぽぽ組	61.38㎡
	3歳児	すみれ組	61.38㎡
	4歳児	かな組	71.86㎡
	4歳児	ゆり組	73.56㎡
	5歳児	でいご組	68.86㎡
	5歳児	ゆうな組	69.15㎡
	5歳児	さくら組	69.15㎡
	5歳児	がじゅまる組	67.63㎡
	遊戯室		202.70㎡
	職員室		79.05㎡
	絵本の部屋		25.62㎡
	配膳室		20.06㎡

※各年齢の保育室は、年度によって場所が変更になることがあります。

9. 提供する教育・保育の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育の提供を行うほか、次に掲げる事業を実施します。

●時間外（延長）保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育を実施する事業です。

●一時預かり事業

認定こども園や保育所、小規模保育事業所の保育施設に入所していない子どもとその保護者を対象に、保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった子どもについて一時預かりを行う。（1号認定については、降園後の預かり保育はありませんが、冠婚葬祭ややむを得ず保育が必要となる場合、一時預かりを実施します。）

※但し、常態的な利用は除く。

10. 職員体制

職種	職員数及び職務の内容
園長	1名 こども園の園務をつかさどり、所属職員を指揮監督します。
副園長	1名 園長を補佐し、園長に事故がある時、又は不在の時はその職務を代行します。
主幹保育教諭	1名 園長・副園長を補佐するとともに、教育・保育計画の立案や園児の保護者からの育児相談等子育て支援事業を統括するとともに、教育・保育に従事します。
指導保育教諭	1名 保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行うとともに、教育・保育に従事します。
保育教諭	16名 園児の教育及び保育を行います。
養護教諭	1名 園児の養護をつかさどり、園児の健康管理、保健指導等を行います。
看護師	1名 園児の医療的ケア、健康管理等を行います。
事務員	1名 園における事務業務の補助やその他園長の命ずる業務を行います。
園医等	各1名 園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断を行います。
園薬剤師	1名 園の環境衛生について検査・助言を行います。

※上記の職員数は入所人数により変動することがあります。

11. 園医及び園薬剤師

専門	医院名・医師氏名	所在地	電話番号
内科医	大里こどもクリニック 島袋 智志	南城市大里字平良2545-1	098-882-8111
耳鼻科医	かかず耳鼻咽喉科クリニック 嘉数 光雄	豊見城市真玉橋285-1	098-856-3317
歯科医	おおざと歯科医院 屋宜 裕子	南城市大里字平良2505-1	098-945-4108
薬剤師	ももたろう薬局 柴田 忠佳	浦添市宮城6-1-20	098-879-6888

※園医及び園薬剤師は、変更することがあります。

12. 学年及び学期

学年	4月1日～翌年3月31日
学期	第1学期:4月1日～8月28日 第2学期:8月29日～12月31日 第3学期:1月1日～3月31日

13. 開園日・開園時間・休業日

開園日		月曜日～土曜日
開園時間	月曜日～土曜日	7時15分～18時15分
休業日	1号認定	●土曜日及び日曜日 ●祝日 ●慰霊の日(6月23日) ●学年始休業日:4月1日～4月6日 ●夏季休業日:7月21日～8月28日 ●冬季休業日:12月26日～翌年1月5日 ●学年末休業日:3月23日～3月31日 ●上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた日
	2号認定	●日曜日 ●祝日 ●慰霊の日(6月23日) ●年末年始休:12月29日～翌年の1月3日 ●上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた日



14. 教育・保育を提供する時間

認定区分	曜日	時間
1号認定	月曜日～金曜日	8時30分～14時 ※14時までに順次降園
2号認定(短時間)	月曜日～土曜日	8時30分～16時30分
2号認定(標準時間)		7時15分～18時15分

15. 時間外(延長)保育

	曜日	保育標準時間認定	保育短時間認定
2号認定	月曜日～金曜日	18時15分～19時15分	16時30分～17時30分
	土曜日		16時30分～17時30分

・保育短時間認定子どもについて、上記の時間外保育時間をやむを得ず超過する場合は、園へご相談ください。

16. 利用の手続き・決定・留意事項

<利用の手続き・決定について>

- 本園の利用を希望する保護者は、市長に利用申込みを行い、利用決定を受けなければなりません。
- 1号認定の利用の申込みを行った者が、「利用定員」を上回る場合は、公正な方法による選考を行い、入園者を決定します。選考方法、その他入園に必要な手続きについては、毎年度利用案内等募集要領を定めて公表します。
- 2号認定については、児童福祉法第24条第3項の規定により本市が行う利用調整を経て利用決定を行います。南城市保育所等入所実施基準等必要な手続きについては、毎年度利用案内等募集要領を定めて公表します。

<留意事項>

- 園児の安全かつ適切な教育・保育を確保し健全な発育を図るため、保護者から園児の生育歴、家庭環境及び健康状態等、教育・保育上必要な事項について本園に情報提供していただきます。
- 園児の安全かつ適切な教育・保育を確保し健全な発育を図るため、園児の日々の健康状態及び保育状況について、本園と保護者は相互に緊密な連絡を行うこととします。
- 本園は、園児の保護者が偽りその他不正な行為により給付認定を受け、又は受けようとしたときは遅滞なく意見を付してその旨を子育て支援課に通知します。

17. 退園・休園・利用の終了

<退園又は休園について>

退園又は休園しようとするときは、保護者は理由を記して市長に願い出るものとします。

<利用の終了について>

次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとします。

- 園児が小学校就学の始期に達したとき
- 園児が子ども・子育て支援法に定める給付認定要件に該当しなくなったとき
- 園児が3か月以上長期欠席するとき
- 園児が転園するとき
- その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

18. 家庭との連絡及び登降園システムの活用等について

- 園だよりやクラスだより、給食献立表や給食(保健)だより等を発行しコドモンでお知らせします。
また、必要に応じてお知らせやアンケートなどの文書を発行しコドモンでお知らせします。
園からのお知らせは、必ず目を通してくださいますようよろしくお願いします。
- 登降園や時間外(延長)保育等の時間管理等は、コドモンの登降園システムで行います。
- 保護者へ緊急時や台風等のお迎えなどの連絡は、コドモンで通知します。
登録にご協力をお願いします。
- 住所、勤務先、緊急連絡先等の変更が生じた場合は必ず園へお知らせください。

19. 緊急時における対応方法

- 教育・保育の提供を行っているときに、園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は園医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

保護者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 保護者と連絡が取れない場合は、園児の身体の安全を最優先させ、本園の園医等の受診を行うなど、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。



コドモンのご登録をよろしくお願いします。
不明な点は、気軽にご確認ください。

20. 給食等について

<給食の提供について>

- 本園の給食は、必要な給与栄養目標量を確保しつつ、発達段階、健康状態、嗜好等に十分に配慮し、かつ食物アレルギー等にも配慮し、給食（外部搬入）により提供します。

- 毎月1回弁当の日があります。

<給食の時間について>

年齢	昼食	午後間食（おやつ）
3・4歳児	11:30～12:30	15:00～15:30
5歳児	11:45～12:15	15:00～15:30



<給食費について>

認定区分	提供日	金 額
1号認定	月～金	月額5,500円（主食費：1,000円 副食費4,500円）
2号認定	月～土	月額7,000円（主食費：1,000円 副食費6,000円）

※令和6年度は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による給食費一部免除有り

<支払方法>

項目	支払い方法	振替日
主食費・副食費	口座振替	毎月10日（再振替：月末）

<食物アレルギーについて>

食物アレルギーのあるお子様は、「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に基づき、管理栄養士、養護教諭、担任等と面談を行い、対応について検討します。

《面談までの流れ》

- 1 「こども園生活管理指導表（様式あり）」を園から取得し
専門の医療機関にて受診後、園へ提出をお願いします。

《食物アレルギー対応について》

- 「卵、牛乳、小麦、そば、落花生、えび、かに」の7品目について対応が可能となります。
基本的に、除去対応とします。その他の食物アレルギーについてはご相談ください。
対応が困難となる場合は、弁当持参となることもあります。ご了承ください。
- 食物アレルギー対応には、医師からのアレルギー疾患に関する生活管理指導表に基づき、保護者からの「食物アレルギー対応票」「依頼書」「同意書」が必要になります。
- 医師からの「アレルギー疾患に関する生活管理指導表」は、所定様式で年1回提出する必要があります。また、除去食を解除する場合は病院受診後、医師からの指示を確認し、保護者からの「食物アレルギー除去食解除依頼書（保護者）」をもって解除とします。

21. 災害共済給付制度への加入

契約会社	独立行政法人日本スポーツ振興センター
災害共済給付の内容	本園の管理下において、児童の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行います。

22. 非常災害対策

本園は、非常災害に備えて消防計画等を作成し、防火管理者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施します。

管理権原者 / 防火管理者		園長 / 管理権原者に指名された者
避難訓練		火災、防犯、水害（洪水等）、地震、津波等
防災設備		消火器、自動火災報知機
避難場所	第1避難場所	駐車場（園舎正面玄関付近）
	第2避難場所	園庭
	津波避難場所	2階または高台

<近隣の緊急連絡先>

警察署	与那原警察署 仲程駐在所：098-945-3667
消防署	島尻消防組合 消防本部：098-948-2512
南城市役所	南城市役所 こども保育課：098-917-5343

23. 虐待防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施を行います。

虐待防止責任者	園長
---------	----

24. 秘密の保持

- 本園の職員は、業務上知り得た園児、その保護者及び地域の子育て家庭の秘密を保持します。
- 本園は、職員であった者が、その業務上知り得た園児、その保護者及び地域の子育て家庭の秘密を保持します。

25. 業務の質の評価

本園は、提供する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善に努めます。

園の自己評価	保育教諭の自己評価を踏まえ、本園の教育・保育の内容等について自己評価を行います。
外部評価	保護者へのアンケートを年1回行います。
公表方法	本園のコドモンにて配信

26. 苦情相談窓口

- 本園は、園児及び保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、園児及び保護者等に対して必要な措置を講じます。
- 本園は、上記の苦情を受け付けた場合は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努め、必要な改善を行います。

相談・苦情解決責任者	園長 城間 真由美
相談・苦情受付担当者	副園長 照屋 三加代
第三者委員	氏名：比嘉 良男 TEL： 役職・肩書き等：元小学校校長、現在適応教室指導員
	氏名：上原 則子 TEL： 役職・肩書き等：元玉城幼稚園園長、現在主任児童員
	氏名：屋我 松枝 TEL： 役職・肩書き等：元知念幼稚園教頭、現在法人施設監査員

※第三者委員は、年度によって変わることがあります。

27. その他

- 園の敷地内はすべて禁煙です。
- 園行事の際に保護者が撮影された写真・動画に関して、お子様以外の園児が写っている写真をSNS等に掲載しないでください。

28. 一時預かり、時間外(延長)保育料等

事業	認定区分	曜日	教育・保育に係る利用者負担額(保育料)	利用料
一時預かり	1号認定	月～金	一時預かり保育の利用時間 ※1 14:00～18:15	利用料450円/1回 おやつ50円
時間外保育 (延長保育)	2号認定 (標準時間保育)	月～金	延長保育の利用時間(※土曜日は延長 保育なし) 18:15～19:15	100円/30分 (1,000円/月額)
	2号認定 (短時間保育)	月～金	延長保育の利用時間 16:30～17:30	300円/60分 (2,000円/月額)

(※1) 1号認定については、降園後、通年利用する形態の預かり保育は実施していません。

冠婚葬祭等やむを得ず保育が必要となる場合のみ、利用可能となります。

<その他教育・保育の提供における便宜に要する費用>

(入園前購入物品)

項目	3歳児	4歳児	5歳児	備考
おたよりケース	200 円	200 円	200 円	
お誕生カード	220 円	220 円	220 円	
名札	100 円	100 円	100 円	
はさみ	学級用を使用	460 円	460 円	対象:4・5歳児
パッセル16色	420 円	420 円	420 円	
アラビックのり	-	- 円	150 円	対象:5歳児
自由画帳	250 円	250 円	250 円	対象:5歳児
年齢別おおよその金額	1190 円	1650 円	1800 円	※金額は目安です。

※各物品の金額は目安です。価格変更により変更となることもございます。

(毎月必要となる費用)

項目	3歳児	4歳児	5歳児	備考
教育活動費 (1号:11ヵ月) (2号:12ヵ月)	300 円	300 円	300 円	年 3,300円(1号認定) 3,600円(2号認定)
保護者会費	200	200 円	200 円	年 2,400円 (1世帯あたり)

(年1回必要となる経費)

項目	全児童
災害共済給付掛金	100円
帽子	850円～900円



延長保育料	納付書で支払
その他教育・保育の提供に要する費用	本園に現金払